

第95回米子市農業委員会農地部会議事録 (概要)

招集年月日 平成25年2月7日(木)

招集場所 米子市役所 402会議室

開 会 午後1時30分

出席委員 1番 木澤 純一委員 2番 佐々木 知俊委員 4番 尾坂 宣雄委員 5番 番原 邦彦委員
6番 森中 喜輝委員 7番 高西 史郎委員 8番 林原 成子委員 9番 遠藤 泰三委員
10番 伊塚 重己委員 11番 大縄 敬次委員 12番 足立 寛隆委員 13番 吉澤 一誠委員
14番 小林 秀美委員 15番 仲田 祐康委員 16番 松原 幹人委員 17番 石橋 明広委員(部会長)

欠席委員 3番 佐藤 敏行委員

事務局 仲田会長 田村事務局長 大許事務局長補佐 宅和主幹 道下主幹

日 程 1 農地法各条申請地現地調査
2 部会長あいさつ
3 議事録署名委員の指名
4 議事
(1) 農地法各条申請審議等
ア 第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
イ 第37号 米子市農用地利用集積計画の決定について
5 報告事項
(1) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
(2) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
(3) 非農地現況証明について
(4) 農地転用現況確認書の交付について

(5) 県農業会議員の事務報告

(6) その他

開 会 午後1時30分

(農地法各条申請地現地調査)

議長(石橋委員)

では、これより現地調査に引き続き、第95回農地部会を開催します。

市役所の玄関の前に、確定申告の看板が出ておりましたが、世の中は確定申告が始まる時期となりました。白ネギの景気が良かった頃、今から20年位前ですが、税務署と聞いたら、個人的には、どきどきした時もありました。今は、税務署はなんと言うか、良好な関係で、さほど、どきどきもしませんが、たまにはどきどきもしたいなという気持ちもあります。まあ、忙しい時期でもあります、みなさんお集まりいただきありがとうございます。

最初に議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長(石橋委員)

それでは、議席番号14番の小林秀美委員と、議席番号15番の仲田裕康委員をお願いいたします。

また、本日の欠席は3番の佐藤委員です。それでは、審議に入ります。

はじめに、3ページ、議案第36号をお願いいたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第15条第2項において準用する、第3条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

4ページ、番号40の蚊屋について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

16番(松原委員)

バスで3番目に見たところ。申請者は議案のとおりです。申請地は、蚊屋にある499㎡です。申請者は、現在、妻と子

供と3人で市内のアパートにありますが、子供も大きくなり手狭になったため、申請地に一般住宅を計画したものです。実行組合の排水同意、改良区の同意もあります。申請地は500m以内に駅があり、第2種農地に該当すると思われます。

転用については、問題ないと思われますのでよろしくご審議お願いします。

議長（石橋委員）

ただ今、番号40について地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号41の淀江町西原について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

5番（番原委員）

今日は、現地のほうは行っておりませんが、申請者は議案のとおりです。

申請地は、淀江町西原の畑で面積は471㎡です。申請者は、現在、妻、母、長男の家族4人で市内の借家に住んでいますが、長女が県外から帰省することになり、5人では手狭になるため、申請地に一般住宅の計画をしたものです。実行組合の排水同意もあります。

申請地は、500m以内に2か所以上の医療施設があり、上下水道が完備された道路に面している農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。

転用については、問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

議長（石橋委員）

ただ今、番号41について説明がございましたが、ご意見、ご質問等がございましたか。

7番（高西委員）

これは、場所はどのあたりになる。

5番（番原委員）

永原医院がありますが、その駐車場の横です。隣が松田木材の作業小屋が建っていた、あの間です。

7 番（高西委員）

そこは農振除外か。農地がまわりにないか、ほ場があったりしないか。もしかしたら給水栓が、入ってたりしてないか。

5 番（番原委員）

確かに隣は農地のようにでしたが、給水栓はなかったです。

7 番（高西委員）

農振には入ってないけども、5億円をかけて工事をしており、工事の区域内で、給水栓が立っている状態なら、いろいろ問題がある。農振と同じ扱いしてもらわないと困る、あとで困るようになる。事務局でそのへんの土地について調べてないか。

事務局（道下主幹）

書類を出していただいたときにその周りの地目を書いてもらってますが、医院側は公衆用道路、反対側が宅地、奥が雑種地です。農地はないです。

（黒板に図を記入して説明）

7 番（高西委員）

もう一方は市道だな。わかった。淀江の畑地帯はよく調査しなければいけない。灌水工事をしているので、灌水する時に隣近所から苦情が出るようじゃ、農家の人困るから。

事務局（大許局長補佐）

土地改良区の受益に入っていないことも確認しています。区域内であれば、意見書を取りますので。

議長（石橋委員）

ほかに、ご意見等ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号42の大篠津町についてですが、私が地元委員として説明いたしますので議長を交代いたします。

（議長交代・・・部会長から木澤部会長職務代理へ）

議長（木澤委員）

それでは6ページ、番号42の大篠津町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

17番（石橋委員）

42番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は、大篠津町の畑で面積は350㎡です。

申請者は、現在、妻、子供の家族3人で市内のアパートに入居していますが、4月にはもう1人子供が生まれる予定で手狭となるため、申請地に一般住宅の建築を計画したものです。

隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。申請地は住宅等が連たんする地域に隣接する10ha未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。

転用については、問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。

尚、この申請の譲受人と譲渡人の関係は、孫と祖父であります。よろしく申し上げます。

議長（木澤委員）

ただいま番号42について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（木澤委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

そういたしますと、議長を交代いたします。

（議長交代・・・木澤部会長職務代理から石橋部会長へ）

議長（石橋委員）

続きまして、番号43の淀江町佐陀について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

8番（林原委員）

はい、見ていただいた草が茂っていたところです。43番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は、淀江町佐陀にある畑で、面積は1201㎡です。

申請者は、高齢者の社会福祉事業を行っていますが、認知症高齢者の激増、家庭介護力の減少など、地元近隣より高齢者向け介護施設の需要の高まりにより、家族介護の負担軽減、また、より良いサービスの提供できる介護施設の建築を計画したものです。実行組合の排水同意もあります。

申請地は、500m以内に2か所以上の医療施設があり、上下水道が完備された道路に面している農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。

また、土地所有者も敷地を管理することが難しく、地域貢献出来る計画で、賃貸を以前より希望しておりました。

転用については、問題ないと思われますのでよろしくをお願いします。

議長（石橋委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がございましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号44の彦名町について、地元委員さんから説明をお願いします。

1番（木澤委員）

44番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、彦名町にある畑で面積は514㎡の内255.10㎡です。

申請者は、現在、妻、子供の家族3人で市内のアパートに入居していますが、子供が大きくなり手狭になってきたため、申請地に一般住宅の建築を計画したものです。実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。

申請地は、住宅等が連たんする区域に近接する10ha未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用については、問題ないと思われますのでよろしくをお願いします。

議長（石橋委員）

ただ今、番号44について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨、意見を付すことといたします。

続きまして、5ページ、議案第37号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。

6ページに利用集積計画総括表がございます。今月は、転貸を除く利用権設定が41件ございます。審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第24条第2項に基づき、この案件の当事者である、森中委員の退席を求めます。

（森中委員退席）

議長（石橋委員）

そういたしますと、8ページ、番号2-1について、事務局説明をお願いします。

事務局（大許局長補佐）

転貸を除く利用権設定各筆明細について説明いたします。

今月は、田に関するものが、75筆 102,343㎡、畑に関するものが、7筆 5,385㎡ございます。

番号2-1は、借人の要望による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、74aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件とは、米子市が定めている「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の中に利用権設定を受ける者の要件が定めてありますが、具体的には、農用地をすべて効率的に利用し耕作すること、必要な農作業に常時従事することなどの要件です。

以上です。

議長（石橋委員）

ただ今、事務局から説明がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、決定いたします。

番号 2-1 の審議を終了しましたので、森中委員の着席を求めます。

(森中委員着席)

議長 (石橋委員)

さきほど転貸を除く利用権設定が 4 1 件と言いましたが、事務局、1 件取下げですので 4 0 件ですね。

それでは、8 ページ、転貸を除く利用権設定各筆明細について、番号 2-2 から番号 2-41 までを一括して審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 (大許局長補佐)

番号 2-2 は、借人の要望による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、19 a となっております。借人は新規就農の方です。農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 2-3 は、借人の要望による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、4,465 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 2-4 から番号 2-5 までは、再設定でございます。

番号 2-6、番号 2-7 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、336 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 2-8 から番号 2-12 までは、再設定でございます。

番号 2-13 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、882 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 2-14 から番号 2-15 までは、再設定でございます。

番号 2-16 は、貸人の農業廃止に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、852 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 2-17 から番号 2-18 までは、再設定でございます。

番号 2-19 は、貸人の兼業による経営縮小での設定となっており、借人の設定後の経営面積は、255 a となっております。農業

経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号2-21から番号2-27までは、再設定でございます。

番号2-28は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、1,189aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号2-29は、再設定でございます。

番号2-30は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、376aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号2-31は、再設定でございます。

番号2-32、番号2-33は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、452aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号2-34は、借人の要望による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、692aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号2-35から番号2-37までは、再設定でございます。

番号2-38から番号2-41は、借人の要望による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、231aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上ご審議よろしくお願いたします。

議長（石橋委員）

はい。ただ今、事務局から番号2-2から番号2-41までの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（石橋委員）

異議がないようですので、決定といたします。

審議事項は以上でございます。

続きまして、報告事項に移ります。

18ページ、(1)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号43から番号44の2件を受理しております。

続きまして、19ページ、(2)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、番号26から番号35の10件を受理しています。

続きまして、21ページ、(3)非農地現況証明について、番号23から番号24の2件を証明しています。

続きまして、22ページ、(6)農地転用現況確認書交付について、番号74から番号78の5件を交付しています。

続きまして、県農業会議会議員の事務報告をお願いいたします。

仲田会長

(県農業会議会議員の事務報告)

議長(石橋委員)

ただいま会長から報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございませんか。ございませんね。

では、本日本日予定していました審議は以上でございますが、議題などの追加はございませんか。

ほかに議題追加は、ございませんでしょうか。

ないようですので、事務局から連絡事項を報告してください。

事務局(大許局長補佐)

(事務連絡)。

議長(石橋議員)

では、これもちまして第95回農地部会を終了します。おつかれさまでした。

閉 会 午後3時25分